

経済産業省

20220419貿局第1号
経済産業省貿易経済協力局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の電子申請に使用する「委任用パスワード」の発行依頼の手続について（お知らせ）」（令和2年6月19日付け）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和4年4月28日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の電子申請に使用する「委任用パスワード」の発行依頼の手続について（お知らせ）」の一部改正について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の電子申請に使用する「委任用パスワード」の発行依頼の手続について（お知らせ）」（令和2年6月19日付け）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則
この規程は令和4年5月1日から施行する。

(別紙)

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の電子申請に使用する「委任用パスワード」の発行依頼の手続について(お知らせ)」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の電子申請に使用する「委任用パスワード」の発行依頼の手続について(お知らせ)(令和2年6月19日付け)

改正後	現行
<p>1.・2. (略)</p> <p>3. 依頼に必要な書類等 委任用パスワードの発行依頼を行うために必要な書類等は(1) <u>及び(2)</u>に掲げるものです。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 委任情報の内容が事実であることを証する委任状(発行依頼者本人の記名を行ったもの。) 2通(注)</p> <p>(注) そのうち1通を、受付印押捺後、返還を受け、<u>保管すること。</u></p> <p>(以下、略)</p>	<p>1.・2. (略)</p> <p>3. 依頼に必要な書類等 委任用パスワードの発行依頼を行うために必要な書類等は(1) <u>から(3)まで</u>に掲げるものです。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 委任情報の内容が事実であることを証する委任状(発行依頼者本人の記名を行ったもの。) 2通(注)</p> <p>(注) そのうち1通を、受付印押捺後、返還を受け、<u>代理者が特定手続等の電子申請の代理行為を行う度に、当該委任状の写しを提出又は委任状に記載された情報を専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。</u></p> <p>(以下、略)</p>